

第2期勝浦町地域福祉計画

勝浦町成年後見制度利用促進基本計画



令和3年3月
勝浦町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	2
3 策定の手法	2
4 計画の法的な位置づけ	3
5 他計画との関係	4
6 計画の担い手の位置づけ	5
第2章 勝浦町の現状	6
1 統計データからみられる現状	6
2 ヒアリング調査結果	12
第3章 基本的な方向性	14
1 めざすまちの姿	14
2 基本目標	15
3 計画の体系	17
第4章 基本施策の推進	18
1 支え合い・助け合いを担う人づくり	18
（1）福祉のこころづくりの推進	18
（2）ボランティア活動の活性化	20
2 支援が必要な人を支える地域づくり	22
（1）地域づくり活動の活性化	22
（2）安心・安全なまちづくりの推進	24
3 適切な支援へつなげる仕組みづくり	26
（1）包括的な相談・支援体制づくり	26
（2）様々な困難を抱えた方を支援する仕組みづくり	27
（3）権利擁護の推進	29
（4）保健・医療・福祉のネットワークづくり	31
第5章 勝浦町成年後見制度利用促進基本計画	32
1 勝浦町成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ・期間	32
2 成年後見制度・日常生活自立支援事業について	33
3 勝浦町の現状と課題	34
4 今後の取組・方向性	35
第6章 計画の推進	36
1 計画の推進体制	36
2 計画の広報	37
3 計画の進捗管理	37
参考資料	38
1 計画の策定経過	38
2 第2期勝浦町地域福祉計画策定委員会設置要綱	39
3 第2期勝浦町地域福祉計画策定委員会名簿	40
4 用語解説	41



計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、地域のつながりが希薄化し、高齢者の孤独死、地域でのひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、児童や高齢者に対する虐待や自殺者の増加等、新たな問題も多く発生しています。

そのような中、近年、地域の絆の大切さが再認識され、地域コミュニティを重視する意識が高まるなど、日常からの顔の見える関係づくりが必要となっています。このような状況のなかで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、住民が暮らす地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け、助けられたりする相互の関係をつくっていくことが求められています。

「地域福祉」とは、地域においてだれもが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政がお互いに協力して地域生活課題の解決に取り組む考え方です。また、高齢者、障がいのある人、子ども等の分野ごとの制度ではなく、「地域」という分野を横断した括りで捉え、包括的に必要な支援を行っていくものです。

平成30年4月に施行された改正社会福祉法第4条第2項に、地域住民や福祉関係者が、地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図ることが規定されたように、町民、事業者、関係機関・団体、行政の各々が役割を果たし、連携した、自助（町民一人一人の主体的な活動）・共助（ご近所の助けあいやボランティア活動等の町民・団体相互の支えあい）・公助（行政による公的な福祉サービス）の考えに基づく支えあいが、より一層必要とされています。

本町においては、平成22年3月に勝浦町地域福祉計画を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。策定以降の社会情勢等の変化や、本町における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、子どもから高齢者まであらゆる世代の人々が、これまで以上に安心していきいきと暮らしていけるまちを目指し、新たな第2期勝浦町地域福祉計画を策定します。

2 計画の期間

本計画の期間は、「勝浦町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」・「勝浦町障害者計画」等と計画終期を合わせ、令和3年度から令和5年度の3年間とします。また、次期計画の第3期計画については、「勝浦町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「勝浦町障害者計画」の見直しに際して本計画との整合性を図るため、令和6年度から令和11年度の6年間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期 勝浦町地域福祉計画			第3期 勝浦町地域福祉計画					
勝浦町 高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画			勝浦町 高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画			勝浦町 高齢者福祉計画・ 第10期介護保険事業計画		
勝浦町障害者計画			第2期勝浦町障害者計画					
勝浦町 第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画			勝浦町 第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画			勝浦町 第8期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画		

3 策定の手法

本計画は、令和2年12月に実施した地域関連団体と福祉関連団体へのヒアリングなどにおいて町民のニーズを把握し、各種団体代表者、学識経験者、福祉関係者、関係行政機関職員から構成される勝浦町地域福祉計画策定委員会にて検討・審議を行い、策定しました。



4 計画の法的な位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」であり、同法第4条には「地域住民等は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されています。

本計画は、勝浦町の地域福祉の推進に向けて、町民、関係機関、福祉サービス事業者、行政の役割を明確化し、具体的な取組内容について計画します。

【参考】 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- （1） 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （2） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （3） 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （4） 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （5） 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

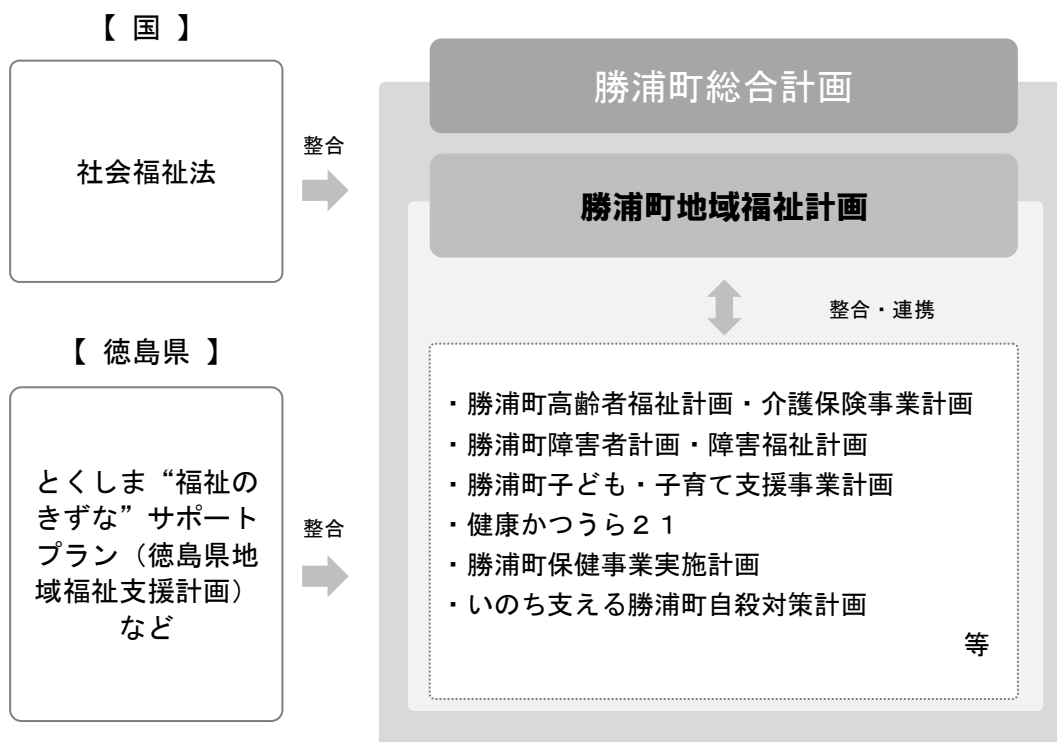
5 他計画との関係

「勝浦町第六次総合計画」では、基本目標4「地域力の高いまちづくり」において「地域福祉の推進」を掲げ、社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携による地域での支え合いの仕組みづくりや、だれもが福祉サービスを適切に利用できるような利用促進を行い、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりをめざしています。

本計画は、「勝浦町第六次総合計画」を上位計画とし、地域福祉に関する分野の基礎となるものとして位置付けられます。また、勝浦町では高齢者が健康で生きがいのある生活が営めるよう、総合的な保健福祉の水準の向上を図るための「勝浦町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、障がい者が地域で共に生活できるよう、具体的な施策を推進するための「勝浦町障害者計画・障害福祉計画」、次世代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備・充実を図るための「勝浦町子ども・子育て支援事業計画」、町民の健康づくりを推進するための「健康かつうら21」など、高齢者・障がい者・児童・健康等を対象に、それぞれの施策の個別計画を策定しています。

本計画は、これら個別計画を横断的に繋ぐ役割をはたすとともに、対象者や分野にかかわらず福祉の観点から、住民の生活支援を目指す計画となります。

【勝浦町諸計画との位置づけ】



6 計画の担い手の位置づけ

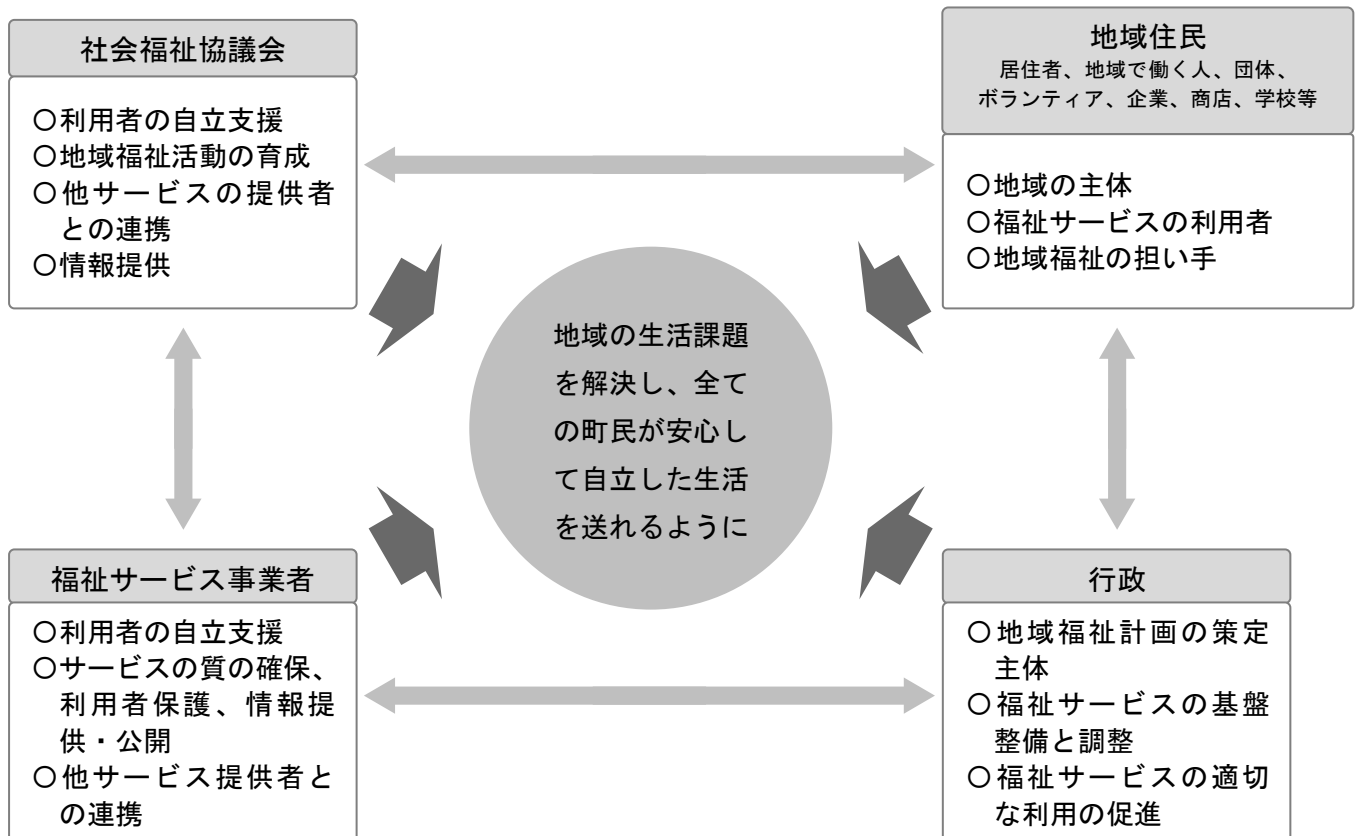
地域福祉計画は町が策定する行政計画ですが、「地域福祉」は町民・地域・行政が一体となって取り組むものであることから、地域福祉の担い手である地域住民や福祉サービス事業者・福祉関係団体、さらには福祉関係以外の企業や団体が「地域福祉の推進」のため、果たすべき役割を明確化することが重要です。

また、地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめ、区会、民生委員・児童委員、福祉事業関係者等のネットワークの強化による地域の資源の有効活用が不可欠であるため、地域福祉計画は連携・協働に向けた指針となることも必要です。

地域福祉は、地域に住む一人一人が自立するための努力（自助）、地域に住む人が協力して行う日常的な生活援助活動（共助・互助）、行政が責任をもつ公的福祉サービス・支援等の取組（公助）がそれぞれの役割を分担し、互いに連動しながら全体としてまとまった機能を発揮させることにより、はじめて実現することができます。

本計画では、施策体系に基づき、一つひとつの取り組み内容ごとに、行政、福祉サービス事業者や福祉関係団体、地域住民の役割を掲げ、地域福祉を推進します。

計画の担い手の役割





第 2 章

勝浦町の現状

1 統計データからみられる現状

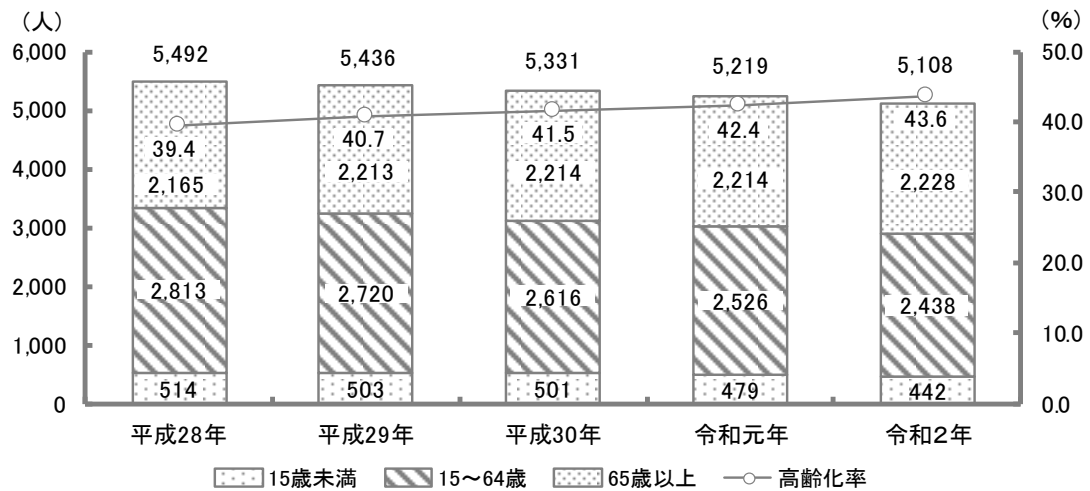
(1) 人口の状況

① 年齢 3 区分別人口構成の推移

本町の人口推移をみると、総人口は減少を続け、令和 2 年には 5,108 人となっています。

また、年齢 3 区分別の人口割合をみると、15 歳未満と 15～64 歳は年々減少しているのに対し、65 歳以上は増加し、令和 2 年の高齢化率は 43.6%となっています。

年齢 3 区分別人口構成の推移



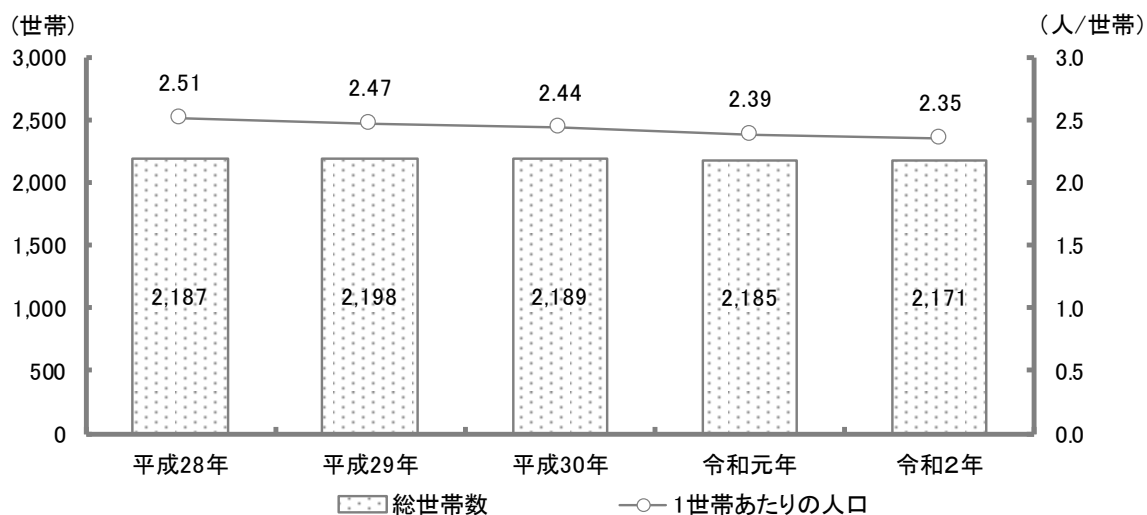
資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

(2) 世帯の状況

① 総世帯数と1世帯あたりの人口の推移

総世帯数は年々減少しており、令和2年で2,171世帯となっています。また、1世帯あたり平均人員も年々減少しており、令和2年で2.35人となっています。

総世帯数と1世帯あたりの人口の推移

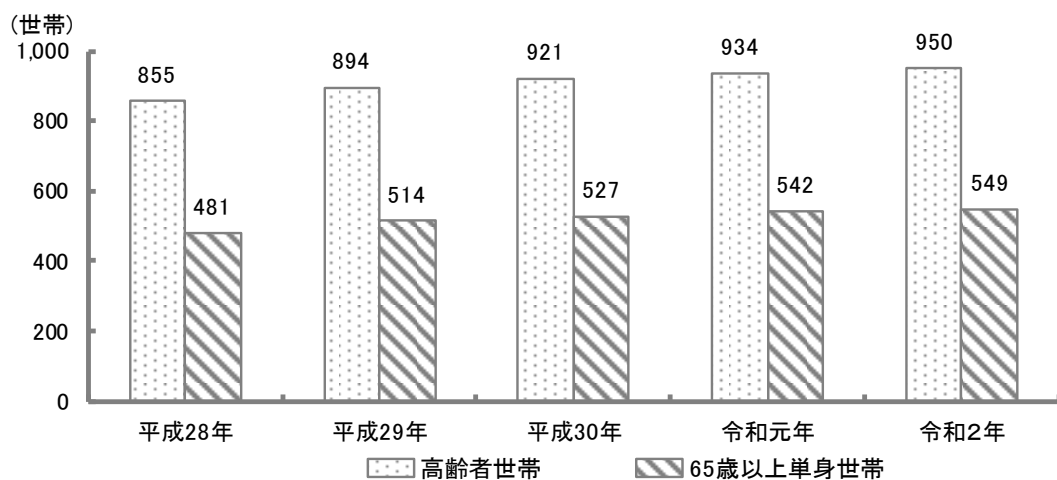


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

② 高齢者世帯の状況

高齢者世帯数及び65歳以上単身世帯は、年々増加しており、高齢者世帯数は平成28年と比較して令和2年は1.11倍の950世帯、65歳以上単身世帯は1.14倍の549世帯となっています。

高齢者世帯の推移

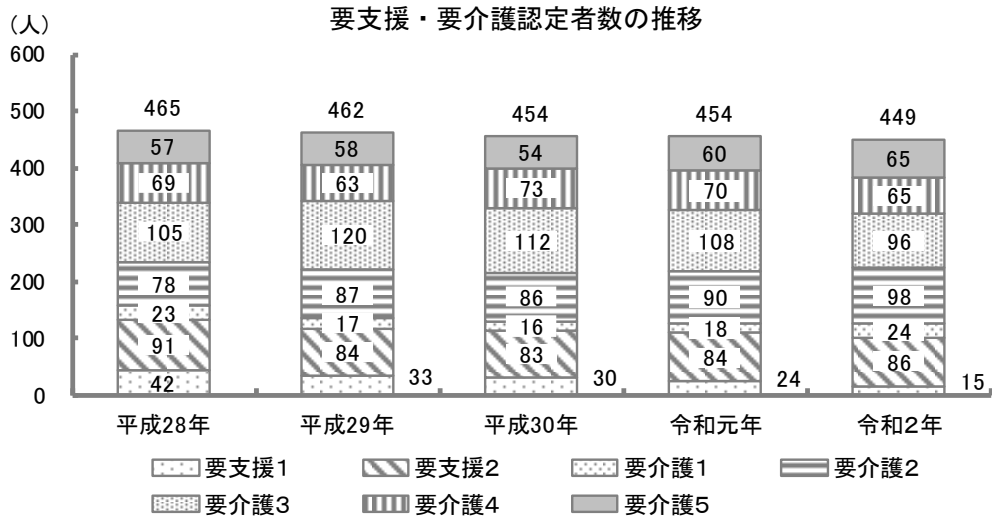


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(3) 高齢者の状況

① 要支援・要介護認定者数の状況

要支援認定者数・要介護認定者数は平成29年から減少しており、令和2年では、449人となっています。要支援・要介護状態区別にみると、要介護2以上の割合が多くなってきております。

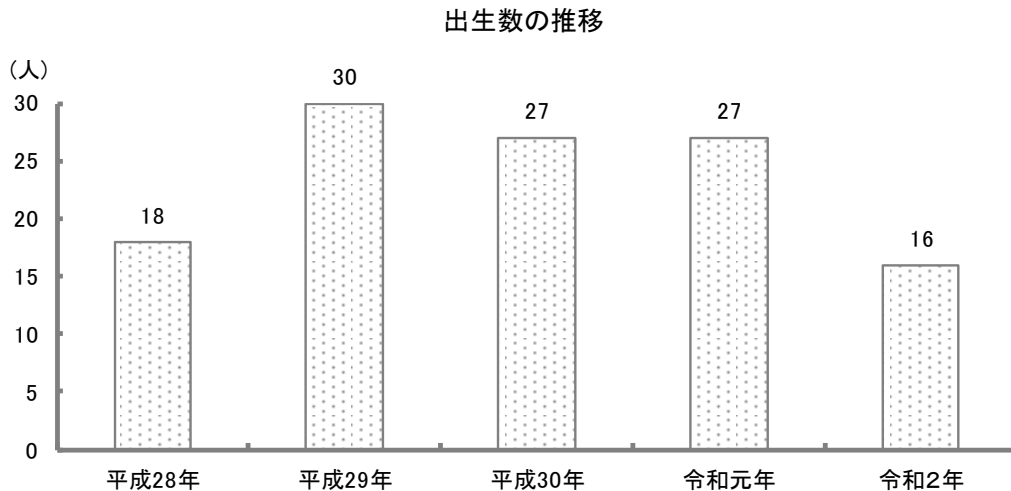


資料：庁内調べ（各年4月1日）

(4) 子どもの状況

① 出生数の推移

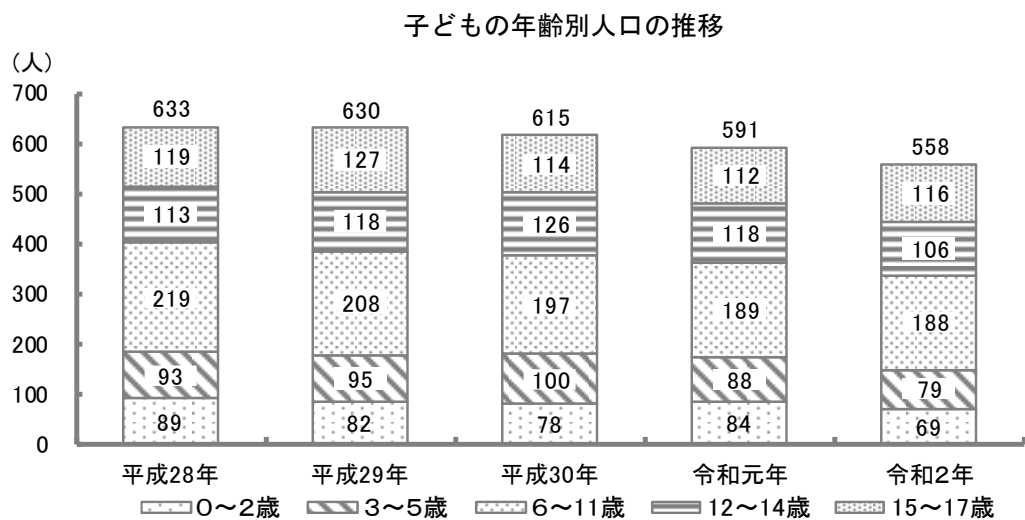
出生数は増減を繰り返しており、令和2年で16人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

②子どもの年齢別人口の推移

子どもの人口は年々減少しており、令和2年で558人となっています。



（5）障がい者（児）の状況

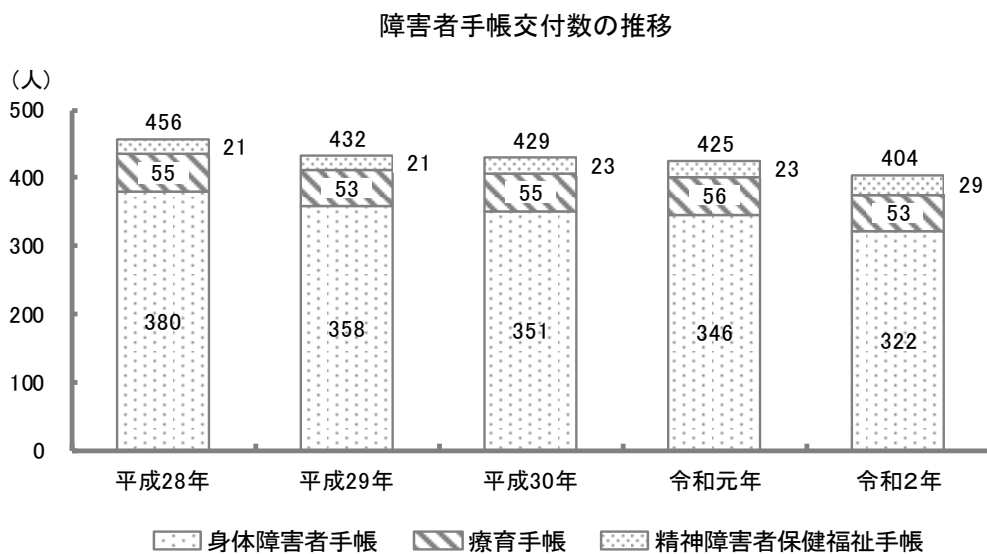
①障害者手帳交付数の推移

障害者手帳交付数は全体では年々減少しており、令和2年で404人となっています。

身体障害者手帳交付数は年々減少しており、令和2年で322人となっています。

療育手帳交付数は横ばいとなっており、令和2年で53人となっています。

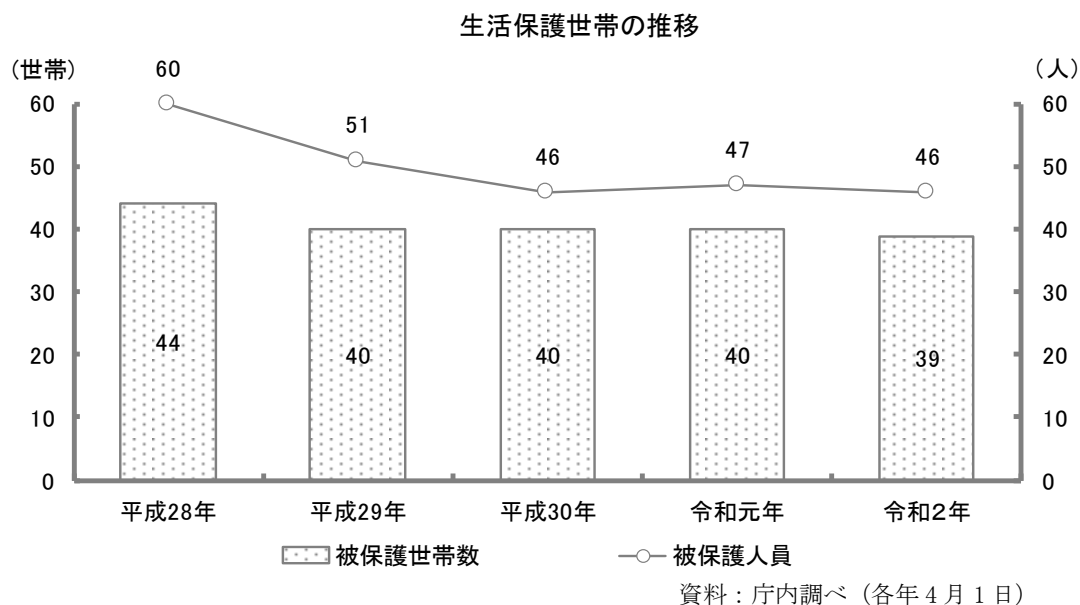
精神障害者保健福祉手帳交付数は増加傾向となっており、令和2年で29人となっています。



(6) 生活保護世帯の状況

①生活保護世帯の推移

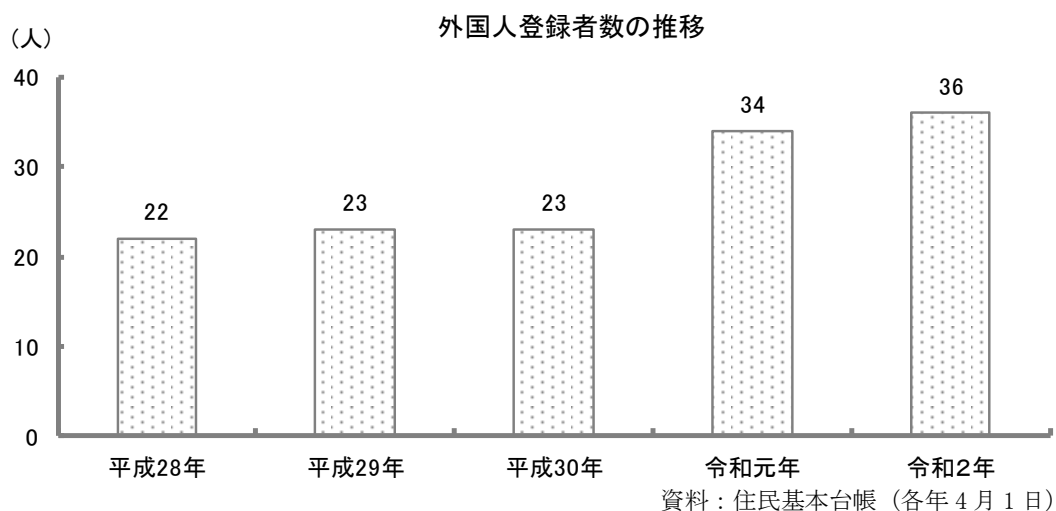
被保護世帯数、被保護人員は減少傾向であり、令和2年で被保護世帯数が39世帯、被保護人員が46人となっています。



(7) 外国人の状況

①外国人登録者数の推移

外国人登録者数は増加傾向にあり、令和2年で36人となっています。



(8) 各地区の高齢者の状況

各地区の令和2年4月1日現在の高齢者の状況をみると、全人口は「③中角・生名・久国」が1,362人で最も多く、次いで「⑤中山・横瀬・与川内」が1,228人となっています。

高齢者率は、「⑥坂本」が59.4%で最も高く、次いで「④棚野・立川」が50.8%となっています。

後期高齢者率は「⑥坂本」が37.5%で最も高く、次いで「⑤中山・横瀬・与川内」が28.3%となっています。

高齢者の世帯割合は「⑥坂本」が58.3%で最も高く、次いで「⑤中山・横瀬・与川内」が51.0%となっています。

見守りしている独居高齢者は「⑤中山・横瀬・与川内」が95人で最も多く、次いで「③中角・生名・久国」が56人となっています。

勝浦町各地区の高齢者の状況

	①石原 沼江 掛谷 山西	②今山 黒岩 星谷	③中角 生名 久国	④棚野 立川	⑤中山 横瀬 与川内	⑥坂本
全人口（人）	868	699	1,362	532	1,228	419
高齢者（人）	285	312	525	270	587	249
高齢者率（％）	32.8	44.6	38.5	50.8	47.8	59.4
後期高齢者（人）	165	164	295	140	348	157
後期高齢者率（％）	19.0	23.5	21.7	26.3	28.3	37.5
世帯数（世帯）	338	284	529	243	573	204
高齢者の 世帯数（世帯）	112	115	199	113	292	119
高齢者の 世帯割合（％）	33.1	40.5	37.6	46.5	51.0	58.3
見守りしている 独居高齢者（人）	25	29	56	31	95	35

資料：住民基本台帳（令和2年4月1日現在）

但し、「見守りしている独居高齢者」は町社協（令和2年4月1日現在）

2 ヒアリング調査結果

本計画の策定にあたって、町内で地域福祉に関する活動を行っている団体や福祉関係者から、様々な課題等についてのヒアリングを行いました。

【ヒアリング対象団体】

- ・勝浦町社会福祉協議会
- ・特別養護老人ホーム「喜楽苑」
- ・勝浦こすもす保育園
- ・勝浦病院
- ・福祉課（高齢者担当）
- ・福祉課（保健予防担当）
- ・勝浦町民生委員・児童委員協議会
- ・サルビア作業所
- ・勝浦みかん保育園
- ・教育委員会
- ・福祉課（障がい担当）

【ヒアリング実施期間】

令和2年12月8日～令和2年12月10日

①活動を行う上で、困っていること・課題等について

【担い手不足】

活動を推進する会員の高齢化や次世代の担い手となる後継者が不足しています。また、課題が多様化しており、対応できる人材の不足が課題となっています。

② 普段の活動を通じた地域の問題・課題等について

【地域資源の不足】

福祉サービス事業所や病院等の社会資源が少なく、高齢者や障がい者等の近隣への交通手段が課題となっています。

【世帯の孤立】

単身世帯や高齢者世帯の増加、ひきこもり等に伴い、地域から孤立してしまう世帯への対応が必要です。

【高齢化の進行】

高齢化が進行し、介護予防の取り組みや高齢者世帯・認知症高齢者の見守りがさらに重要になっています。

③ 地域特性や課題に対して、行政が取り組むべきこと

【地域課題解決に向けて】

住民が適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携し地域のニーズを的確に把握することや、福祉サービスについての情報提供、相談支援の充実、人材の確保などが必要です。

【生活環境の充実】

山間部などから転居を希望している高齢者への住まいだけでなく、若い世代向けの住まい・仕事の確保も重要です。

④ 地域特性や課題に対して、社会福祉協議会が取り組むべきこと

【連携の強化】

支援が必要な方（高齢者、障がい者、生活困窮世帯等）が、適切な支援につながるよう、行政や地域団体等との連携が重要です。

【多様な活動の展開】

介護予防や移動支援、権利擁護を支援する活動等、地域の実情に応じた様々な活動が今後も必要とされています。

⑤ 地域特性や課題に対して、地域住民が取り組むべきこと

【支え合い・助け合い】

お互いの生活に気を配り、困ったときは気軽に相談できるような関係をつくり、支え合いや助け合いの輪に子どもから高齢者まで、住民が一体となって加わり、個人の活動（自助）を地域の活動（共助）として取り組み広げていくことが、今後さらに重要となります。



基本的な方向性

1 めざすまちの姿

子どもから高齢者まで、障がいのある方もない方も、外国人も日本人も、誰もがお互いに、困ったときには力を合わせて助けあい、住み慣れた地域で、公的な福祉サービスやお互いの支えあい活動による支援が受けられ、その人らしい生活を送り続けることが重要です。地域共生社会の実現を目指し、本町に暮らすすべての人が、支援の「支え手」「受け手」という関係を超えてつながり、助けあい・支えあいの輪を広げ、「すべての町民が共に支えあい、いつまでも安心して自立した生活が送れる地域共生社会の実現」を目指します。

【めざすまちの姿】

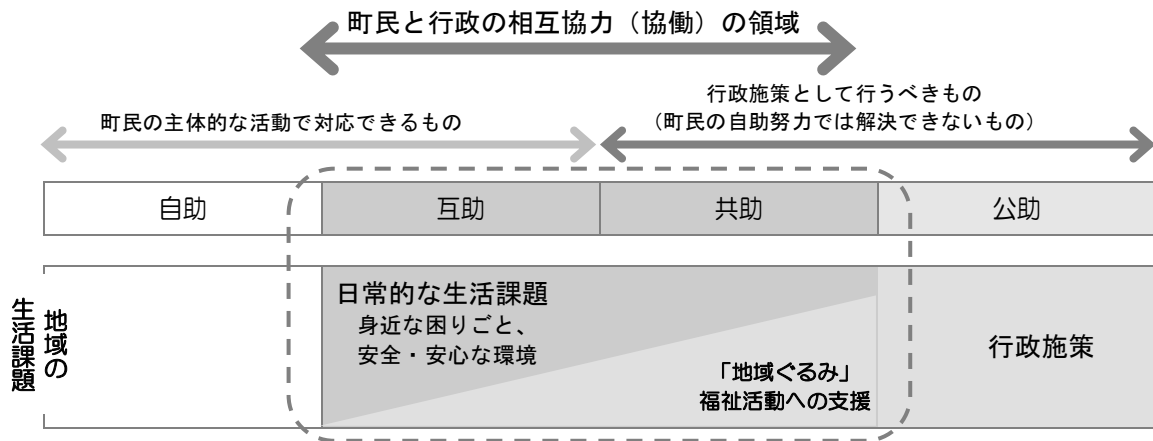
すべての町民が共に支えあい、いつまでも安心して自立した生活が送れる地域共生社会の実現



■福祉の4つの「助」

自 助	個人や家庭による自助努力（自分でできることは自分でする）
互 助	地域社会における相互扶助（隣近所や友人、知人とお互いに助け合う）
共 助	NPO、ボランティアや住民活動、社会福祉法人などによる支え（「地域ぐるみ」で福祉活動に参加して地域で助け合う）
公 助	公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給（行政でなければできないことは、行政がしっかりとする）

■「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方



|| 2 基本目標

(1) 支え合い・助け合いを担う人づくり

だれもが、地域の課題に関心を持ち、主体的に参画し、解決につなげられることができるよう、町民の福祉意識の醸成や町民同士や団体が交流し、支えあいや助けあいの活動に積極的に取り組み、かつ連携しあうことで、みんなで支えあう地域を目指します。

また、ボランティア活動への支援や福祉の担い手の育成により、町民が主体的に地域課題の解決に取り組む環境づくりを推進します。

(2) 支援が必要な人を支える地域づくり

地域で暮らす人が、自然と支え合いの関係を築けるよう、日ごろから近所づきあいの中で声かけや見守り、地域活動や様々な交流機会への参加を促進し、地域づくり活動の活性化を図り地域の支えあい・助け合いの輪を広げていきます。

また、地域でいつまでも安心して暮らせるよう、地域の助けあいの中で防災・減災や防犯体制の整備、誰もが安心して暮らせるよう、公共施設等のバリアフリー化とユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに取り組みます。

(3) 適切な支援へつなげる仕組みづくり

地域のつながりの希薄化により、困難を抱えたまま地域で孤立し、適切な支援を受けられない人が課題になる中、身近な地域の専門的な相談支援を受けられるよう充実を図ります。

また、地域の様々な問題の適切な解決が図られるよう、関係機関等の連携による総合的な相談支援体制の充実を図ります。また、一人一人の尊厳や権利の保障など地域で安心して暮らせる環境づくりを推進するとともに、地域の資源を効果的につなげるための福祉のネットワークづくりに取り組みます。

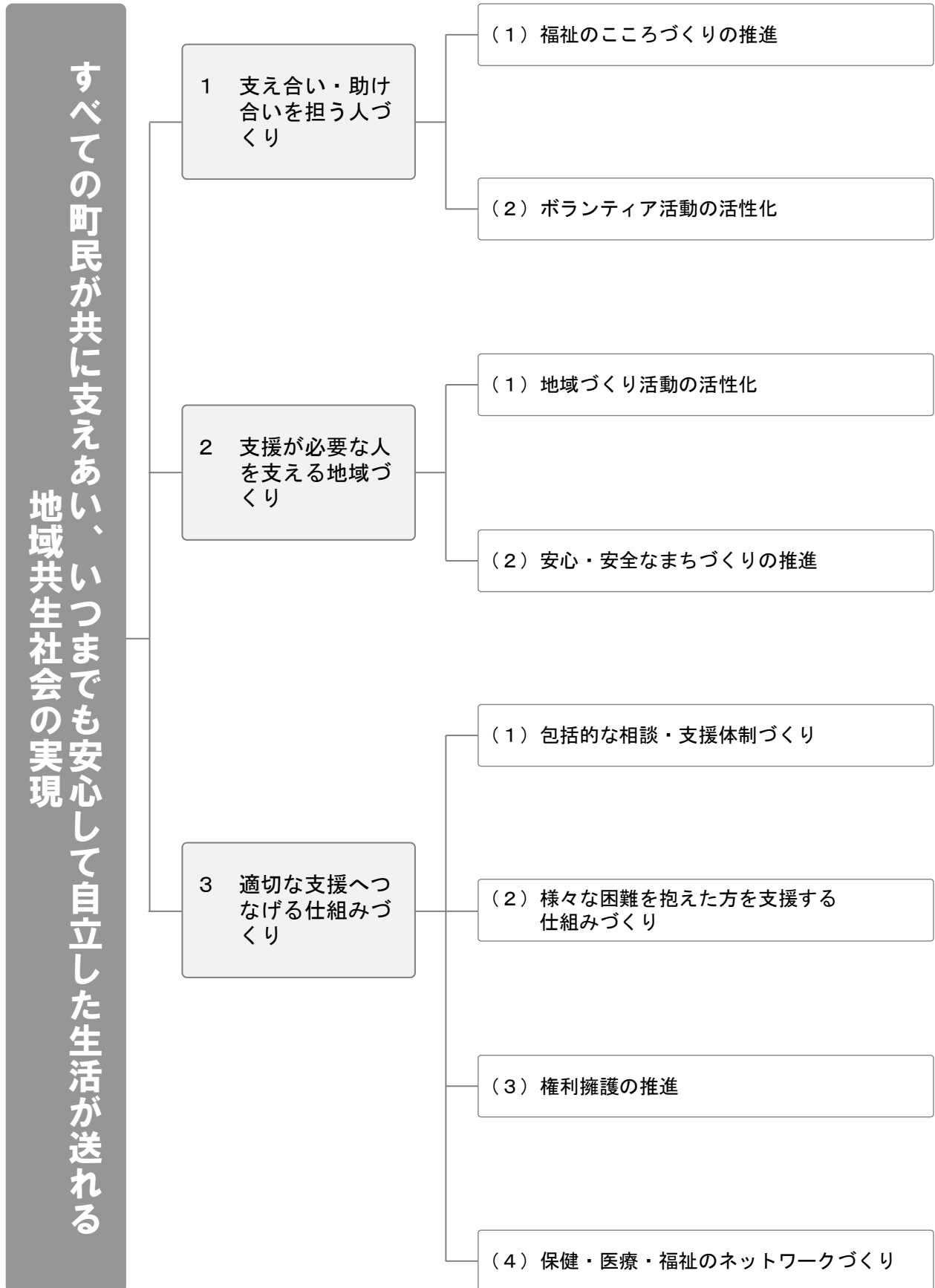


3 計画の体系

[めざすまちの姿]

[基本目標]

[施策の方向]





基本施策の推進

1 支え合い・助け合いを担う人づくり

(1) 福祉のこころづくりの推進

【現状と課題】

地域における支え合いを浸透させるには、住民の地域福祉に対する啓発と理解の促進が必要であり、地域福祉を支える福祉のこころを培うことが重要です。

ヒアリング調査では、近所づきあいを通じて、困りごとを解決していく地域づくりの必要性の意見があがっています。

地域での支えあい・助けあいの意識を育むため、福祉に関する講座の開催などを通じて、子ども、大人にかかわらず、地域での福祉教育の機会を充実することが必要です。

成果目標	令和元年度	令和5年度
広報誌やパンフレット、ホームページなどを活用した広報や啓発の回数	3回	5回

町の取り組み

① 地域福祉の意識の醸成

- 広報誌やパンフレット、ホームページなどを活用した広報・啓発活動に取り組みます。
- 町の行事などを通じて、町民どうしの交流を促進します。
- 地域福祉に関する情報や必要性などを伝え、福祉意識の醸成を図ります。
- 地域に住むすべての人がお互いの気持ちを理解し、人権を尊重しあえる意識づくりを進めます。
- 地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、地域や子どもへの福祉教育を推進します。

② 福祉の担い手の育成

- 保育園・小中高校での福祉教育を推進し、地域福祉活動の担い手の育成をめざします。
- 生涯学習の講座などに福祉のテーマをより多く取り込み、町民の福祉の実践活動につなげていきます。
- 県や関係機関が実施する、保健福祉実務者への研修等の参加を促します。
- 地域福祉の担い手と区会等、地域の団体の組織・活動の発展のために必要な支援を行い、また、必要に応じて協働活動を展開します。

町民の取り組み

- 地域でお互いに顔見知りになるよう、あいさつ運動や声かけ運動に参加しましょう。
- 地域での各種団体の行事に参加しましょう。
- 地域の祭り・伝統行事、各種のイベントなどに積極的に参加しましょう。
- 福祉問題について関心を深め、学習や実践活動に取り組みましょう。
- 福祉の理念や制度、歴史などに興味を持ち、学校や生涯学習の機会を活用して理解を深めましょう。
- 町内外の福祉施設等で福祉体験に積極的に参加しましょう。
- 身の回りのできることから助け合いをするという気持ちを育てましょう。
- お互いを尊重しながら、ふれあう意識を持ちましょう。

福祉事業所・社会福祉協議会の取り組み

- 機関の広報誌やパンフレット、ホームページなどを活用して、広報・啓発活動を実施します。
- 地域行事などを通じて、交流を促進します。
- ボランティアフェスティバル等を通じ、町民のボランティアへの関心を高めます。
- 大学生・専門学校生などの実習の受け入れなどを充実させます。
- 町民が福祉団体、ボランティア団体、福祉施設などと交流することができる福祉啓発イベントを開催します。

(2) ボランティア活動の活性化

【 現状と課題 】

地域での助けあい・支えあいなどの地域活動を推進するため、NPO・ボランティア活動を支援し、地域における関係団体の連携の強化を図っていくことが重要です。

ヒアリング調査では、ボランティア活動の人材不足や団体等の会員の高齢化などの意見があがっています。

そのため、地域福祉活動を担う人材育成の支援やボランティアの育成支援に取り組み、地域活動や団体活動のさらなる促進を図るため、団体間の情報共有や活動のPRや、具体的な活動へつなげる研修等を行い、意識の向上や福祉課題を解決する担い手につながるよう支援や取組が必要です。

成果目標	令和元年度	令和5年度
ボランティア団体の活動件数	164回／年 (14団体)	180回／年

町の取り組み

① ボランティアへの参加促進

- 広報等を通じて、ボランティア活動の意義、必要性の啓発やボランティア活動の紹介などに努めます。
- 勝浦町社会福祉協議会と連携しながら、ボランティア活動に関する情報発信や支援を行うとともに、ボランティア人材の育成に努めます。

② ボランティア活動への支援

- 保育園や小中学校でのボランティア活動の一層の活発化を図ります
- 勝浦町社会福祉協議会のボランティア支援機能の充実を図ります。
- 生涯学習分野の自主サークルなど、まちづくりの各分野でボランティア活動を引き続き促進します。
- 町役場、勝浦町住民福祉センターをはじめ、町内公共施設でのボランティアの継続的な受け入れに努めます。
- 町職員のボランティア活動を奨励していきます。
- 地域の活動団体が地域の実情に応じて円滑に地域活動を行うとともに、継続して実施できるよう各種助成制度により支援します。

町民の取り組み

- 地域や県内、全国で行われている様々なボランティア活動に関心を持ちましょう。
- 参加しやすいボランティア活動のあり方や気軽にボランティア活動ができる仕組みをみんなで考えましょう。
- 福祉ボランティア活動を行っている町民・事業所は、団体や個人の相互交流を深め、情報の交換に努め、活動の継続・発展を図りましょう。
- ボランティア活動に関心のある人は、地域のボランティア情報を集めて、どんな活動ができるか考えましょう。
- 特技や経験を活かし、できることからボランティア活動に参加しましょう。
- ボランティア活動講座、体験事業などへの参加を積極的に呼びかけ、ボランティア活動のきっかけづくりとなるよう働きかけましょう。

福祉事業所・社会福祉協議会の取り組み

- ボランティアフェスティバル等を通じ、町民のボランティアへの関心を高めます。
- 大学生・専門学校生などの実習の受け入れなどを充実させます。
- 勝浦町社会福祉協議会はボランティア相互の情報交換や交流促進、活動の場や資器材の提供などを行います。
- 勝浦町社会福祉協議会は、受け入れる側と行う側のニーズをつなぐコーディネートの役割機能を強化します。
- 地域コミュニティ活動を通してまちづくり事業の充実を図ります。
- 町内の福祉事業所等によるボランティア活動の継続・発展に努めます。
- 地域の関係機関・団体と横のつながりを持つために、情報交換や交流のできる機会を設けます。



2 支援が必要な人を支える地域づくり

(1) 地域づくり活動の活性化

【現状と課題】

地域福祉を推進するためには、町民が主体的に地域課題に関わる必要不可欠です。

ヒアリング調査では、地域での活動者の高齢化や人材不足の問題や、他団体等との連携の難しさに対する意見があがっています。

そのため、地域活動への参加のきっかけとなるよう、交流や体験を通して、地域の生活課題や地域活動に対する町民の理解を深めていくことが大切です。また、地域活動を活性化させていくうえで、活動の横のつながりや情報共有が必要となります。

成果目標	令和元年度	令和5年度
地域コミュニティ活動参加者数	120人	1,000人

町の取り組み

① 地域づくり活動への支援

- 区会活動や民生委員・児童委員活動、老人クラブ活動、各種団体の活動、など、様々な地域づくり活動に対して活動費を助成し、継続的な活動や新たな活動の育成へとつなげ、地域力の向上を図ります。
- 地域福祉の担い手となる区会等、地域の団体の組織・活動の発展のため、協働活動を展開します。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、日ごろから近所づきあいの中で声かけや見守り、地域活動や様々な交流機会への参加を促進し地域づくり活動の活性化を図ります。
- 高齢者の自立を支える地域の仕組みづくりや、生活支援サービスの充実、元気な高齢者自らが介護予防や生活支援の担い手になれるような仕組みづくりに取り組みます。
- 高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯でも安心して在宅生活が送れるよう、地域全体で高齢者の実情に応じた生活を支える体制づくりを推進します。
- 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会を実現するため、本人や家族への支援を実施する体制を構築します。

- 住民が仕事と子育てを両立させることができるよう、また、悩みや不安を抱え込まずに子育てを楽しむことができるよう、地域子ども・子育て支援事業を中心に、その他の公的サービスや地域での支え合い活動も含め、多様な子育て支援ニーズを支えていきます。

② 地域づくり活動への参加の促進

- 町民の地域福祉に対する関心を高めるためのイベント等を開催します。
- 隣近所で声をかけ合い、見守り合えるように啓発や支援を行い、交流を促進します。

町民の取り組み

- 地域の福祉課題の把握や情報交換、声かけ・見守り活動、多世代による交流活動などに身近な人と声をかけ合い積極的に参加しましょう。
- 地域福祉活動に関心のある人は、地域の情報を集めて、どんな活動ができるか考えましょう。
- 隣近所とのつながりを大切にし、顔が見える関係を築きましょう。
- 困った時にお互いが支え合うことができるように、話し合いの機会をつくるなど、情報交換を積極的に行いましょう。
- 地域の行事等に積極的に参加しましょう。

福祉事業所・社会福祉協議会の取り組み

- 区会をはじめとする地域づくり団体と連携し、行事・イベントを積極的に開催します。
- 勝浦町社会福祉協議会は、各団体との連携の強化に取り組みます。
- 見守り活動や居場所づくり、サロン活動などの地域の福祉活動を充実させるため、団体間や地域との交流を図ります。

(2) 安心・安全なまちづくりの推進

【 現状と課題 】

誰もが住みなれた家庭や地域で安心して暮らすには、バリアフリーやユニバーサルデザインに基づいたまちづくりが必要であり、外出支援の充実も重要となります。

町の実態を見ると高齢者等が増え、今後災害発生時に支援が必要な人の増加が考えられます。防災や防犯に対する意識や活動を高めるため、地域コミュニティの向上により、安心して暮らせるまちづくりを進めていくことも必要です。

また、年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人が安心して暮らせるまちづくりを、引き続き進める必要があります。

成果目標	令和元年度	令和5年度
要援護者台帳登録者数	265 人／年	271 人／年

町の取り組み

① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- 公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、誰もが安心して暮らせるよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに努めます。
- ハード面だけでなく、「心のバリアフリー」について普及を図ります。

② 防災・防犯体制の整備

- 区会を単位とした日ごろからの自主防災活動、自主防犯活動の一層の展開を促進します。
- 避難所や防災資器材、防犯灯など施設、設備の充実に努めます。
- 支援を必要とする人を地域であらかじめ把握し、避難等を支援できる体制を整備します。
- 個人情報の取扱いに配慮し、要援護者台帳を作成し、災害時に有効活用できるように随時更新します。
- 災害時の福祉避難所の開設に備えるため、平常時から対象者数の把握、物資や器財の確保などに努めます。
- 日ごろから地域の中の繋がりを大切にし、互いに声をかけあい避難できるように地域づくりを推進します。また、避難行動要支援者の把握と、避難に支援が必要な方への体制を強化します。

町民の取り組み

- 日ごろから生活環境のバリアフリー・ユニバーサルデザインについて関心を持ちましょう。
- 商店・企業などで、段差の解消などの整備や、車いすなどの補助用具の配備に努めましょう。
- 災害時に備え、地域での危険箇所を把握し、身を守るために何が必要なのか情報を収集しましょう。
- 日ごろから防犯意識を高め、安全パトロールへの協力や門灯の点灯などに努めましょう。
- 地域や施設で災害時の役割分担を取り決め、訓練等で周知しましょう。
- 緊急時でも地域で助け合えるように、日ごろから隣近所で声をかけ合う習慣をつけましょう。
- 地域の防災訓練へ積極的に参加しましょう。
- 町内会や区会、民生委員・児童委員が協力して、災害時に特別な配慮が必要な住民の把握に努めるとともに、個人情報の管理を徹底しましょう。
- 災害時の避難に支援が必要な人は、要援護者の登録をしましょう。

福祉事業所・社会福祉協議会の取り組み

- バリアフリー・ユニバーサルデザインの啓発活動に取り組みます。
- 各所有施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進します。
- 勝浦町社会福祉協議会は、安全・安心に関するボランティアの育成、災害時要援護者の登録の促進、防災・防犯に関するイベントを積極的に実施し、地域との連携強化を図ります。
- 町内の福祉事業所は、災害時の避難体制の確立や、事業所の防犯対策を推進します。
- 災害時、迅速に災害ボランティアセンターを立ち上げることができる体制を整えます。

3 適切な支援へつなげる仕組みづくり

(1) 包括的な相談・支援体制づくり

【現状と課題】

住み慣れた地域で安心して暮らすには、日常の生活に関わる様々な悩みや困りごとを、身近な地域で気軽に相談できる場や機会があることが重要です。

ヒアリング調査では、支援が必要になってきた方は、まず身近な人に相談するとともに、関係機関に必要な支援を相談することが重要であるなどの意見があがっています。

地域で暮らす全ての人々が、適切な支援やサービスを受けられるように、地域福祉活動のネットワークの構築に取り組むとともに、関係機関や地域団体などと連携し、だれもが気軽に相談でき、柔軟に対応できる包括的な相談体制をつくっていくことが必要です。

成果目標	令和元年度	令和5年度
心配ごと相談の利用者数（延人数）	25人	28人

町の取り組み

① 情報発信の充実

- 広報誌やパンフレット、ホームページなどを活用し、制度とサービスについての情報提供の充実を図ります。

② 包括的な相談支援体制の構築

- 高齢者や障がいのある方、生活困窮者、ひとり親家庭など様々な支援を必要とする方に対して、地域や専門機関等との連携を推進し適切な対応に努めます。
- 勝浦町住民福祉センターを拠点として、困りごとや福祉サービスの利用希望など、きめ細かい事業を実施します。
- 必要な情報が関係機関で共有できるように配慮するとともに、個人情報保護に努めます。

町民の取り組み

- 保健・医療・福祉の制度、サービスに関心を持ち、地域で自主的に学習活動を行いましょう。
- 近所づきあいなどにより、何でも気軽に相談しあえる関係をつくりましょう。
- 行政や社会福祉協議会、福祉サービスの事業所、医療機関などで何でも気軽に相談しましょう。
- 地域での見守り活動等から、地域で困っている人を早期に発見しましょう。
- 地域で支援を必要としている人を、民生委員など適切な相談者などにつなげましょう。

福祉事業所・社会福祉協議会の取り組み

- 制度・サービスについての積極的な情報提供を図ります。
- 町民が抱える様々な課題に対し、きめ細かい相談事業を実施します。

(2) 様々な困難を抱えた方を支援する仕組みづくり

【現状と課題】

高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者等、地域で支援を必要としている人の抱える課題は多岐にわたっています。

また、就労や経済的な問題を抱えるなど、公的福祉の対象外の人や長期にわたるひきこもりなど、制度のはざまにある人への支援も必要です。

成果目標	令和元年度	令和5年度
生活困窮者相談件数（実人数）	6件	8件

町の取り組み

様々な困難を抱えた方への支援体制の整備

- 勝浦町社会福祉協議会や各団体等と連携し、様々な課題から支援につながらない人に対する早期把握と、実情に応じた適切な支援を行います。
- 生活に困窮する人に対して、生活困窮者自立支援事業の利用促進を図ります。
- 関係機関等が連携し、断らない相談支援体制を構築します。

生活困窮者自立支援制度とは

働きたくても仕事がない、家族の介護のために仕事ができないなど、さまざまな理由で、生活に困っている方に対して困窮状態から早急に脱するため、支援プランの作成や家計改善相談、就労の支援など相談者に応じた自立に向けての包括的かつ継続的な支援を行います。

町民の取り組み

- 地域での見守り活動等から、地域で困っている人を早期に発見しましょう。
- 地域の身近な人と、困った時の相談先について情報共有をしましょう。

福祉事業所・社会福祉協議会の取り組み

- 日ごろの声かけ運動等の見守り活動から、地域の福祉課題を早期発見に努め、専門的な支援につなげます。
- 困ったことがあった時の相談先について、情報提供を図ります。
- 勝浦町社会福祉協議会は、生活に困窮する人に対して日常生活や社会生活の自立に向けた支援（生活困窮者自立支援事業）を行います。

(3) 権利擁護の推進

【現状と課題】

支援が必要な人を地域で把握し日常的な見守りを行うことや、町民一人一人の人権が尊重され、自立して生活できるよう権利擁護についての普及・啓発及び体制の充実が重要です。

ヒアリング調査では、障がいのある人から家族の高齢化により、親亡きあとの支援の必要性があがっています。

今後も、成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策に取り組んでいくことが求められます。

成果目標	令和元年度	令和5年度
虐待防止や権利擁護に関する啓発 (高齢者、障がい者、児童等)	2件	6件

町の取り組み

① 虐待等の早期発見体制の強化

- 様々な広報媒体を通じて、虐待防止に関わる情報を伝え、意識啓発を図ります。
- 町内の虐待防止の相談窓口の充実を図るとともに、町民への周知・啓発に努めます。
- 関係機関と連携し、虐待の把握を行い、虐待防止を強化することで、虐待の未然防止、早期発見に努めます。

② 権利擁護制度等の利用促進

- 一人一人の尊厳が保たれ、その人らしく生きられるよう、虐待防止対策や権利擁護の充実を図ります。また、成年後見制度の周知や利用促進を働きかけていきます。
- 成年後見制度の利用促進のために相談窓口及び対応体制を充実します。

町民の取り組み

- サービス提供主体の情報を把握し、自分や介護者が納得できる利用契約を結び、必要に応じて権利擁護のための制度を活用しましょう。
- サービスを利用して困ったことがあったら、気軽に相談機関に相談しましょう。
- 虐待の可能性があるなど、支援が必要な人を早期発見し、支援につなげましょう。

福祉事業所・社会福祉協議会の取り組み

- 福祉サービス事業者は、従事者の研修やサービス評価の実施など、サービスの質の向上を図るとともに、個人情報保護の徹底に努めます。
- 勝浦町社会福祉協議会は、日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。

* 日常生活自立支援事業とは *

高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。



(4) 保健・医療・福祉のネットワークづくり

【現状と課題】

ひとつの分野だけでは解決できない課題が多くなってきているため、保健や医療、福祉の関係機関のより密接な連携が必要となっています。

地域で暮らす全ての人が、適切な支援やサービスを受けられるように、地域福祉活動のネットワークの構築に取り組むとともに、関係機関や地域団体などと連携し、だれもが気軽に相談でき、柔軟に対応できる包括的な支援体制づくりを進めていくことが必要です。

成果目標	令和元年度	令和5年度
保健や医療、福祉に関する連携会議の開催数 (自立支援協議会や地域ケア会議等)	25件/年	現状維持 (必要に応じて 随時開催)

町の取り組み

保健・医療・福祉の連携強化

- 高齢者や障がい者、子どもなどサービスを受けるすべての町民に、より効果的・効率的にサービスが提供されるよう、町福祉課を中心に、保健・医療・福祉の包括的な支援体制作りを目指します。
- 地域住民がその実情に応じた、適切なサービスを効果的かつ効率的に利用できるよう、地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを推進します。

町民の取り組み

- サービス調整機関やサービス提供主体のことをよく知りましょう。
- 心身の状況に関する基礎データの把握につながる健康診査などを欠かさず受けましょう。
- サービス調整機関に自分の意思を明確に伝え、懸案事項があったら真摯に相談しましょう。

福祉事業所・社会福祉協議会の取り組み

- 町との保健・医療・福祉ネットワークの仕組みづくりを協働で取り組みます。



勝浦町成年後見制度利用促進基本計画

1 勝浦町成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ・期間

本計画は、成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）の規定に基づき、本町における成年後見制度の利用促進に関する取組について、基本的な計画として位置づけます。

また、期間については「第2期勝浦町地域福祉計画」と整合性を図るため、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

【参考】成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。



2 成年後見制度・日常生活自立支援事業について

認知症や知的障がい、精神障がいのある方など、自分で判断することが難しい方が地域で安心して生活が送れるようにするための制度などとして「成年後見制度」と「日常生活自立支援事業」があります。

成年後見制度とは

家庭裁判所で選ばれた成年後見人が本人に代わって契約を締結することや、本人が誤った判断に基づいて契約した場合には、それを取り消す等の法律的な援助を行い、本人の権利及び財産を守ります。

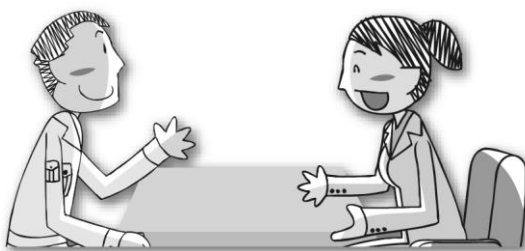
成年後見には大きく2つに分けて任意後見制度と法定後見制度があります。

【任意後見制度】

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人に判断能力が低下したときに、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。

【法定後見制度】

本人の判断能力が不十分になった時に家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれ、本人の判断能力に応じて、補助・保佐・後見の3つに区分されます。



3 勝浦町の現状と課題

【現状】

本町の令和2年4月1日時点の総人口は、5,108人です。このうち65歳以上の高齢者は2,228人で、高齢化率は43.6%であり、今後、総人口が減少し高齢化が進む中、独居高齢者や身寄りのない高齢者の増加が予想されます。

また、療育手帳所持者や認知症高齢者等、成年後見制度の利用が必要と思われる対象者の方の増加が予測される中、現在、本町において成年後見制度を利用している方は、令和2年11月2日現在で6人であることから、制度利用につながっていない方が数多くいることが予想されます。

町長申立の件数をみても、高齢者関係・障がい者関係ともに平成30年度、令和元年度で0件となっています。

成年後見制度利用者数（徳島家庭裁判所提供：令和2年11月2日現在）

法定後見制度			任意後見制度
後見	保佐	補助	任意後見
5人	1人	0人	0人

日常生活自立支援事業利用者（勝浦町社会福祉協議会提供）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
2人	2人	2人	2人	2人

【課題】

成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する周知や潜在的ニーズの把握が不十分であり、制度利用が必要であるにも関わらず、利用につながっていない方が多いと予想されます。また、制度自体の難しさや申立てに必要な書類の複雑さなどにより町民にとっては身近な制度ではなく利用しづらい面があると思われます。

成果目標	令和元年度	令和5年度
成年後見制度の相談件数	2件	3件

4 今後の取組・方向性

① 制度の周知・啓発

- 町民に対して、成年後見制度について正しく理解してもらえるように周知・啓発を行います。
- 介護事業所などの関係機関に対して、研修会などを開催し、制度の周知・啓発を行います。

② 地域連携ネットワークの構築及び中核機関の整備

- 社会福祉協議会などの関係機関及び司法書士などの専門職と連携し、権利擁護支援が必要な方をチームで支える仕組み（地域連携ネットワーク）を構築します。また、地域連携ネットワークが適切に運営できるよう関係機関との連携・調整等を行うための役割をもつ「中核機関」の設置も行います。
中核機関の役割については、「広報機能」、「相談機能」、「チーム支援」、「成年後見人等受任者調整」、「担い手の育成・活動の促進」、「後見人等への支援」、「協議会の運営」があります。
- 中核機関については令和4年度の設置を目指し、関係機関と協議しながら中核機関の運営についても検討していきます。

③ ニーズの把握

- 関係団体にヒアリング等を実施し、利用状況やニーズを把握します。

④ 成年後見制度利用支援事業

- 成年後見制度の利用が必要と認められる方で、経済的な理由や申立人となりうる親族がないこと等の理由により、制度利用ができない方に対して、申立てに要する費用及び成年後見人等への報酬助成を行います。

* 成年後見制度利用支援事業とは *

【審判請求費用の助成】

生活保護を受けているなど報酬の負担が困難な方を対象に、審判請求に必要な費用を助成します。

【成年後見等申立】

成年後見制度の利用を必要とする認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の状況を総合的に勘案し、後見等開始の審判請求をする必要性がある場合は、家庭裁判所に成年後見人選任のための町長申立を行います。

【成年後見人等への報酬の助成】

生活保護を受けているなど成年後見制度に係る費用の負担が困難な者に対し、成年後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。



計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内関係部局との連携

本計画は、保健、福祉、教育、交通、防犯、防災等、様々な分野にわたっています。このため、関係各課と情報共有し、連携を図りながら、本計画の推進に取り組みます。

(2) 関係機関との連携

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体が連携して、潜在している多様な福祉ニーズに対応していくことが必要です。

地域住民をはじめ、区会、民生委員・児童委員、福祉事業関係者等がそれぞれの役割を認識し、連携・協働の取り組みを促進することで、効果的な地域福祉の推進を図ります。

(3) 勝浦町社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を担う中心的な団体として位置づけられています。

勝浦町社会福祉協議会は、各団体の組織強化と運営の支援を行うとともに、各種関係機関団体との連携を図り、地域福祉ネットワークの構築を推進する等、計画の各分野において大きな役割が期待されています。

町と勝浦町社会福祉協議会が地域福祉に関する情報を共有し、その活動と連携しながら、一体となって取り組みます。

2 計画の広報

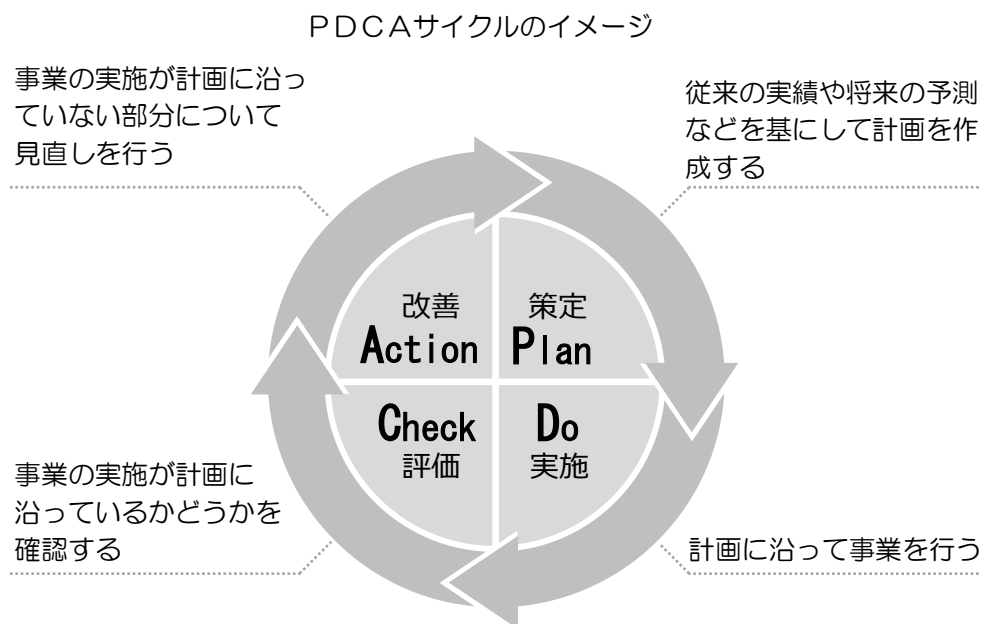
まちのめざす姿の実現に向け、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など全ての人が共通の認識を持つことが必要です。

そのため、町のホームページなどへの掲載や各種イベント開催時など様々な機会を活用し、計画を広く周知していきます。

3 計画の進捗管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、本町関係課が中心となり、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を年度ごとに点検・評価した上で（Check）、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

また、計画の実効性を高めるために、各個別計画において実施・評価したものを反映し、改善と見直しを行います。



参考資料

1 計画の策定経過

日付	名称	内容
令和2年12月15日	第1回 第2期勝浦町地域福祉計画策定委員会	(1) 勝浦町地域福祉計画策定にあたって (2) 成年後見制度利用促進計画について (3) 勝浦町地域福祉を取り巻く現状 (4) ヒアリング調査結果 (5) 第2期勝浦町地域福祉計画の体系・骨子の検討
令和3年1月26日	第2回 第2期勝浦町地域福祉計画策定委員会	(1) 計画の素案について
令和3年2月26日～3月11日	パブリックコメントの実施	第2期勝浦町地域福祉計画(案)について意見公募
令和3年3月9日	第3回 第2期勝浦町地域福祉計画策定委員会	(1) パブリックコメントについて (2) 計画最終案について

2 勝浦町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく勝浦町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、必要な事項について協議及び検討を行うため、勝浦町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議し、その結果を町長に報告する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他計画策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 関係行政機関職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は委員会を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に委員会の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和30年勝浦町条例第19号）のその他の委員を適用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

3 勝浦町地域福祉計画策定委員会名簿

(順不同)

分野	団体等	氏名	備考
各種団体 代表者	勝浦町老人クラブ連合会 会長	稲井 稔	委員長
	勝浦町身体障害者会 会長	清水 藤子	
	勝浦町手をつなぐ育成会 会長	貞岡 八重子	
	勝浦町区長会 会長	野上 公男	副委員長
	勝浦中学校PTA 会長	時本 淳之	
学識経験者	徳島県司法書士会 常任理事	山岡 実子	
福祉関係者	勝浦町民生委員児童委員協議会 会長	速水 克彦	
	徳島県社会福祉協議会 徳島権利擁護センター センター長	左倉 昇	
	勝浦町社会福祉協議会 事務局長	溝内 登美子	
	特別養護老人ホーム 喜楽苑 施設長	岸 敏子	
	勝浦みかん保育園 園長	大和 友就	
関係行政 機関職員	徳島県保健福祉部 保健福祉政策課 地域共生・援護担当 主査兼係長	山田 久美子	
	勝浦町教育委員会 教育長	市川 公雄	
	国民健康保険 勝浦病院 事務局長	笠木 義弘	
	勝浦町福祉課 保健師	松本 澄世	

4 用語解説

【あ行】

NPO

「Non Profit Organization」(非営利組織)の略称で、ボランティア活動や営利を目的としない福祉、平和、文化等の公益活動や住民活動を行う組織や団体をいう。

そのうち特定非営利活動促進法に基づく認証を受けた法人を「特定非営利活動法人(NPO 法人)」という。

【か行】

権利擁護

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が不十分な人に対して、代理人が権利の主張や自己決定をサポートすることにより、その人の権利を守る仕組み。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%~14%の社会を高齢化社会、14%~21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会という。

【さ行】

社会福祉法

社会福祉事業法から、社会福祉基礎構造改革において大幅な改正が行われ、平成12年、社会福祉法として施行された法律。

福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るための規定等がある。

生活困窮者

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方が財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることが無いように、本人を保護し権利が守られるよう社会的に支援する制度。

成年後見人

「成年後見制度」において、法的に権限を与えられて、その保護・支援を行うものを「成年後見人」という。成年後見人は、一般市民が担う「市民後見人」、NPOや事業所などの法人による「法人後見人」、弁護士や社会福祉士などの専門職による「専門職後見人」がある。

【た行】

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、様々に関わりあいながら、住民相互の交流が行われている地域社会、又はそのような住民の集団のこと

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるようにするしくみのこと。

【な行】

認知症

物事を記憶する、考える、判断するなど、認知機能が低下する病気で、日常生活を営むことが困難になること。

【は行】

バリアフリー

利用しやすく、移動しやすくするために、妨げとなるものを取り除くこと。

道路、建物、交通手段等物理的なものだけでなく、社会的、制度的、心理的なものを含めたすべての障がいをなくし、全ての人々が自由に社会活動に参加できる社会をめざすこと。

ひきこもり

長期間にわたって家庭内に引きこもり、社会的な活動に参加できない状態のこと。

福祉避難所

高齢者や、障がい者その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、器材、人材を備えた避難所施設。

ボランティアセンター

ボランティア活動者等の育成・援助、また、需給・連絡調整を行うことで、地域住民等のボランティア活動に関する理解と関心を深めることを目的とした機関のこと。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っている。

また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っている。

【や行】

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わず、すべての人に利用しやすいように考えられたデザインのこと。

第2期勝浦町地域福祉計画

令和3年3月

発行 勝浦町

〒771-4395

徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地

TEL : 0885-42-1502

FAX : 0885-42-3028

IP 番号 (代表) : 050-3438-7148